

# 四日市港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成27年11月

四日市港港湾管理者

四日市港管理組合

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成23年2月 四日市港港湾審議会

- ・平成23年4月 交通政策審議会第41回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成23年11月四日市港港湾審議会

- ・平成23年12月交通政策審議会第47回港湾分科会

- ・平成24年11月四日市港港湾審議会

の議を経た四日市港の港湾計画の軽易な変更をするものである。



## 目 次

変更理由 .....	1
1 公共埠頭計画 .....	2
2 危険物取扱施設計画 .....	3
3 大規模地震対策施設計画 .....	4
4 港湾環境整備施設計画 .....	5
5 土地利用計画 .....	6



## 変更理由

1. 海上漂流物の回収を迅速に行うため、公共埠頭計画を変更する。
2. 立地企業の要請に基づき、危険物取扱施設計画、大規模地震対策施設計画を変更する。

## 1 公共埠頭計画

海上漂流物の回収を迅速に行い、港内の航行安全を確保するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

霞ヶ浦地区

水深 2.4 m 物揚場 1 バース 延長 25 m [新規計画]

## 2 危険物取扱施設計画

立地企業の要請に基づき、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

[危険物取扱施設計画]

塩浜地区

水深 9.0 m ドルフィン1バース (専用・耐震) [新規計画]

水深 12.0 m ドルフィン1バース (専用・耐震) [新規計画]



### 3 大規模地震対策施設計画

立地企業の要請に基づき、大規模地震対策施設を次のとおり計画する。

[大規模地震対策施設計画]

塩浜地区

水深 9.0 m ドルフィン1バース (専用・耐震) [新規計画]

水深12.0 m ドルフィン1バース (専用・耐震) [新規計画]

#### 4 港湾環境整備施設計画

公共埠頭の計画に伴い、緑地を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]

霞ヶ浦地区（北ふ頭） 緑地 13ha [既定計画の変更計画]

既定計画

霞ヶ浦地区（北ふ頭） 緑地 13ha

## 5 土地利用計画

公共埠頭の計画に伴い、土地利用を次のとおり計画する。

(単位：ha)

用途 地区名		埠頭用地	港湾関連 用地	工業 用地	交通機能 用地	緑地	合 計
		霞 ヶ 浦 地 区	北ふ頭	(62) 62	(20) 20		(12) 12
南ふ頭	(82) 82		(34) 34		(8) 8	(10) 10	(134) 134
工業用地				(253) 253		(2) 23	(255) 276
合 計		(144) 144	(54) 54	(253) 253	(19) 19	(25) 46	(496) 517

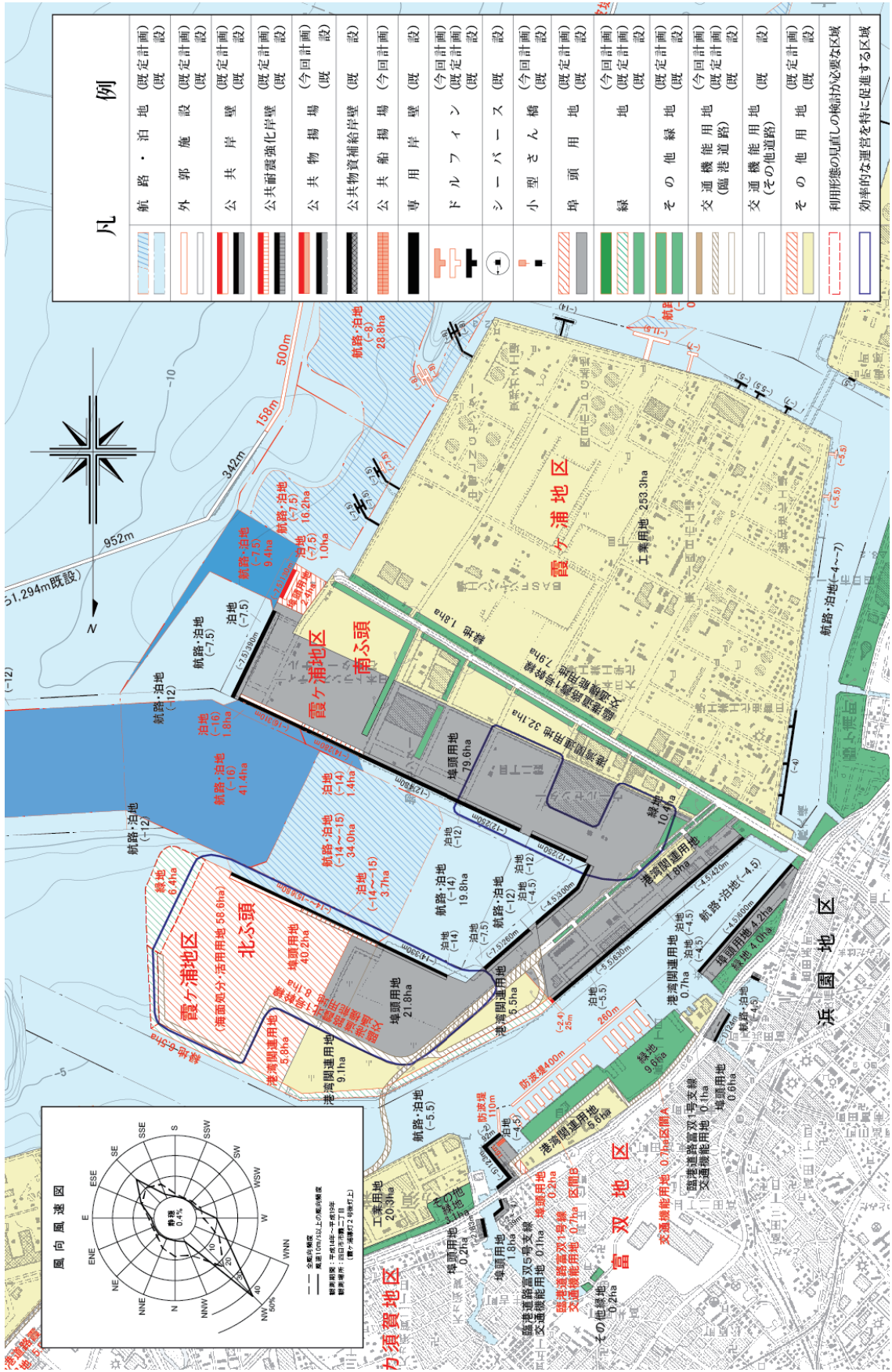
注1：( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3：今回の変更に係る地区のみ記述した。



# 四日市港（霞ヶ浦地区）港湾計画図



「この図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平27部復、第14号)」

